

地域づくりガイドライン一部改正案（案）の概要

1 地域づくりガイドラインの位置づけ

- (1) 北海道障がい者条例(第22条)に基づき、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、相談支援体制づくり等、市町村が行うことが望ましい事項を基本指針として定めたもの。
- (2) 市町村では、それぞれの人口や財政、社会資源の整備状況などが異なることから、各市町村が課題解決を図るプロセスを重視した構成となっている。
- (3) 権利擁護と暮らしやすい地域づくりの視点から基本指針として条例に基づく6つの項目を設定し、それぞれの項目毎に「めざす姿」を示し、それを実現するための「機能」を定めている。

2 見直しの考え方

最終改正以降、施行された総合支援法(H25)や差別解消法(H28)などの社会情勢の変化や平成30年度からの「第5期北海道障がい福祉計画」、新たに制定した「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」などについて、ガイドラインに反映するもの。

なお、記載にあたっては、具体的な取組や機能などを例示し、利用しやすいものとする。

(反映させる主なもの)

- ① 地域生活支援拠点・・・障がい者の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活を支える体制の確保
- ② 意思疎通支援・・・多様なコミュニケーション支援による情報保障
- ③ 意思決定支援・・・本人の意思が適切に反映された生活ができるような支援体制の確保
- ④ 障がい児施策・・・新たに策定した障がい児福祉計画（障がい福祉計画に包含）の施策
- ⑤ 成年後見制度・・・障がい者が安心して制度を利用して地域で暮らしていけるような体制の確保

【体系のイメージ図】

項目	めざす姿	実現するための機能
I 相談支援体制の確保	1 ニーズを受け止める仕組みがある	4つの機能を例示
	2 安心できる相談窓口が確保されている	5つの機能を例示
	3 個別支援が実施されている	3つの機能を例示
II ネットワークの構築	1 地域の課題解決に向けた取組が行われている	3つの機能を例示
(以下略)		※実現するための機能について「見直しの考え方」に基づく新たな機能の追加等を行う

※項目は条例に基づく区分、めざす姿は理想とする普遍的な考えであり、見直しは行わない

北海道障がい者条例地域づくりガイドラインの改正内容の概要

前書き
<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりガイドラインとは ○地域づくりガイドラインのめざすもの ○地域づくりガイドラインの活用方法

項目

めざす姿
めざす姿を実現するための機能等

I 相談支援体制の確保

1 地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。
<p>【現行】4つの機能(生活実態に向き合うニーズの把握、相談することが苦手な人を潜在化させない取組など)</p> <p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自らの意思が反映された社会生活が送れるよう、本人にとって最善の選択となるような取組(意思決定支援) ○ 判断能力が十分でない障がい者が不利益を被らないような関係機関と連携した取組(成年後見制度)
2 障がい者等にとって気軽に利用でき、安心感が持てる相談窓口の機能が確保されている。
<p>【現行】5つの機能(障がい特性に配慮した窓口対応、関係機関と連携したワンストップの相談機能など)</p>
3 障がい者等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。
<p>【現行】3つの機能(的確なアセスメントを行う体制、ニーズに沿った支援の協議、ライフステージに応じた関係機関の連携など)</p> <p>【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 意思決定の支援に配慮した個別支援(意思決定支援)

II ネットワークの構築(地域の協議会の設置・運営)

1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取組みが行われている。
<p>【現行】4つの機能(地域課題の共存、優先対応する方針の地域協議による決定、地域の実情に応じた柔軟な対応体制の確保など)</p> <p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の高齢化や重度化などに対応した地域生活を支える体制整備について地域の協議会を活用(地域生活支援拠点) ○ 重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者の地域生活を支援するため、地域の実情の把握、課題解決に向けた協議について、地域の協議会を活用(医療的ケア児者) ○ 保健、医療、福祉、保育、教育及び就労支援等の関係機関が連携を図り、ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供する体制の整備について、地域の協議会を活用(障がい児施策)
2 権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の人々が協議し、課題解決に向けた取組みが行われている。
<p>【現行】2つの機能(地域の関係機関や既存の協議組織などを活用し、差別や暮らしづらさの解消を図る取組など)</p> <p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・福祉・司法などの関係機関が連携し判断能力が不十分な障がい者の支援(成年後見制度) ○ 職員向け対応要領の作成や差別解消のための協議組織の設置(差別解消法)

III 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

1 地域で生活する障がい者の生活実態について把握し、その情報を有効に活用している。
<p>【現行】2つの機能(プライバシーに配慮した情報の把握・活用、チームアプローチによる支援など)</p>

項目	
	<p>めざす姿</p> <p>めざす姿を実現するための機能等</p>
	<p>2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、関係者で共有する取組みが行われている。</p> <p>【現行】3つの機能(インフォーマルサービスを含めた社会資源の把握・共有、ニーズに沿った支援や既存の社会資源の新たな活用など)</p> <p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の状況を踏まえ、中核的な役割を担う市町村子ども発達支援センターの機能強化のため、関係機関と連携(障がい児施策) ○ 障がい者の地域生活を支えるための、住まいの場、生活体験の場、緊急時の受入体制の整備(地域生活支援拠点)
IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保(地域コミュニティづくりの推進)	
	<p>1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。</p> <p>【現行】2つの機能(障がい者と住民の交流、理解を深めるための拠点づくり、効果的な情報発信等の取組など)</p> <p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい特性に応じた情報保障の配慮が必要であることの普及啓発の機会の確保(意思疎通支援) ○ 差別や暮らしづらさの解消を図るため、障がい者に対する合理的配慮の提供について、当事者や関係団体や福祉サービス事業所などと連携して住民理解が促進されるような機会の確保(差別解消法) ○ 地域の福祉、保健、教育等の支援を受けることにより、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン(包容)の推進(障がい児施策)
	<p>2 身近な協力者を増やし、障がい者の地域生活を見守る協力体制を確保するとともに、障がい者が主体的に地域づくりに参画する取組みが行われている。</p> <p>【現行】2つの機能(地域コミュニティの形成や障がい者の生活に関わっている機関や店などの協力による見守りなど)</p> <p>【一部修正】</p> <p>② 障がい者を見守る機関等に「意思疎通支援者」を追加(意思疎通支援)</p>
	<p>3 災害時における障がい者の支援体制が確保されている。</p> <p>【現行】2つの機能(平常時から災害時要援護者の把握に努め、防災訓練等においても災害要援護者への対応方法の周知など)</p> <p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの有無にかかわらず、全ての人に必要な情報が伝達されるとともに、障がい特性への理解や情報保障への配慮(意思疎通支援)
V 障がい者の就労支援	
	<p>1 障がい者の就労を支援するため、関係機関等の連携・協力体制を確保している。</p> <p>【現行】2つの機能(市町村、ハローワーク、振興局などの行政機関や施設や経済団体など関係機関の情報共有や連携など)</p>
	<p>2 障がい者の就労促進や職場定着の取組みが行われている。</p> <p>【現行】2つの機能(地域において職場実習や体験が出来る場の確保や就労後の悩みや不安を相談できる支援機関の情報提供など)</p>
	<p>3 施設や障がい者を雇用する企業を支援する取組みが行われている。</p> <p>【現行】3つの機能(工賃向上に向けた授産製品の利用や、製品、サービスの周知など販路拡大に向けた支援など)</p>
VI その他	
	<p>1 地域の協議会の「機能」を確保し、実効性のあるものとする取組みが行われている。</p> <p>【現行】2つの機能(既存組織の活用や複数市町村による共同設置、運営や地域の実情に応じた組織の活用など)</p>